改正

平成22年3月29日告示第53号 平成27年2月9日告示第19号 平成29年4月1日告示第77号

佐久市福祉有償運送運営協議会設置要綱

(設置)

第1条 道路運送法(昭和26年法律第183号。以下「法」という。)の規定に基づき、自家用有償旅客運送(道路運送法施行規則(昭和26年運輸省令第75号)第49条第3号に規定する福祉有償運送に限る。以下同じ。)の適正な運営の確保について協議するため、佐久市福祉有償運送運営協議会(以下「協議会」という。)を置く。

(任務)

- 第2条 協議会は、次に掲げる事項について協議する。
 - (1) 法第79条の規定に基づき自家用有償旅客運送の登録(法第79条の6第1項の規定に基づく有効期間の更新の登録及び法第79条の7第1項の規定に基づく変更登録を含む。)を申請する場合における運送の必要性に関すること。
 - (2) 旅客から収受する対価に関すること。
 - (3) 法第79条の12第1項第4号の規定による合意の解除に関すること。
 - (4) 協議会の運営方法、自家用有償旅客運送のサービス内容その他自家用有償旅客運送に関し協議会が必要と認めること。

(組織)

- 第3条 協議会は、委員10人以内をもって組織する。
- 2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱し、又は任命する。
 - (1) 識見を有する者
 - (2) 長野運輸支局長が指定する職員
 - (3) 現に福祉有償運送を行っているNPO等
 - (4) タクシー事業者
 - (5) タクシー運転者
 - (6) 福祉有償運送の利用者
 - (7) 市職員

(任期等)

- 第4条 委員の任期は、1年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 2 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

- 第5条 協議会に、会長及び副会長各1人を置き、委員の互選によりこれを定める。
- 2 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。(会議)
- 第6条 協議会の会議は、会長が招集し、会長がその議長となる。
- 2 協議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 3 協議会の議事は、出席した委員の過半数をもって決する。
- 4 委員は、自己又は自己の所属する団体の利害に関係のある事項については、議事に加わることができない。
- 5 会長は、必要に応じて、委員以外の者に会議への出席を求め、意見を聴くことができる。 (庶務)
- 第7条 協議会の庶務は、福祉部高齢者福祉課において処理する。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

- この要綱は、告示の日から施行する。
 - **附 則** (平成22年3月29日告示第53号)
- この要綱は、平成22年4月1日から施行する。
 - 附 則 (平成27年2月9日告示第19号)
- この要綱は、平成27年4月1日から施行する。
 - 附 則(平成29年4月1日告示第77号)
- この要綱は、告示の日から施行する。